

議案第86号
宝塚市国民健康保険診療施設事業費補正予算について

資料1 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給について

1 目的

兵庫県が医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・終息に向けてウイルスに立ち向かい、①感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、②継続して提供することが必要な業務であること、③医療機関での集団感染の発生状況、から相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付することから、必要な予算措置を行うもの。

2 支給要件

対象期間（令和2年3月1日～6月30日）中に次の対象施設（A～C）で10日以上勤務し、患者と接する勤務を行った者に支給される。

国民健康保険診療施設はCに該当する。

- A 兵庫県から役割を設定され、実際に新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた施設
- B 兵庫県から役割を設定されたが、実際に新型コロナウイルス感染症患者等の受入がなかった施設
- C 感染症対策に一定の役割を担ったとして、救急・急患、疑い患者、飛沫感染等のリスク等へ対応した施設

3 予算額

65万4千円	慰労金	65万円（@5万円×13人）
	振込手数料	4千円

4 本市のその他施設について（企業会計除く）

- ① 宝塚市立歯科応急診療所 9月補正予算に計上済
(議案第85号資料1(89,90))
20万1千円(@5万円×4人及び振込手数料)
- ② すみれ園 予算措置なし
兵庫県から対象者へ直接支給(50名程度)のため